

【令和3年度第5回戸田市国民健康保険運営協議会議事報告について】

【開催日】 令和3年11月17日（水）

※全委員の意見に対する承認を集約した日を以って開催日とする。

【開催方法】 書面開催

【出席委員】 15名（回答書により返信）

【公開方法】 戸田市ホームページにて報告内容を議事録として公開

【議事案件】

- （1）令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について
- （2）戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- （3）戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

令和3年度第5回戸田市国民健康保険運営協議会の議事案件3件は、すべてが12月市議会へ上程する議案であり、この内容について、事前にご説明、ご報告させていただくものである。

**(1) 令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について
補正予算(第1号)(案)概要(資料1参照)**

【補正予算の内容は国民健康保険事業費納付金の確定によるものです】

令和3年度当初予算作成時点では、県から示された試算に基づき、国民健康保険事業費納付金を予算計上しておりましたが、その後の県による本算定により、納付金額が確定されたことから、当該予算を補正するものである。

戸田市では、これまでも今回同様に12月補正予算で事業費納付金の補正予算の対応を行っているところであり、埼玉県内の多くの市町村でも同様の対応を要する。

ご意見等はございませんでした。

**(2) 戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)概要(資料2参照)**

【国の法令改正に伴い、出産育児一時金支給サービスの維持継続のため、全国の市町村で同様に実施する条例改正です】

戸田市の国民健康保険に加入している方が出産した場合は、その方の属する世帯主に出産育児一時金として、「戸田市国民健康保険条例」に定める404,000円を支給し、さらに、「戸田市国民健康保険に関する規則第11条の3」に定める、産科医療補償制度の掛金16,000円を加算して、420,000円が支給される。ただし、産科医療補償制度に加入していない分娩医療機関で出産した場合は、404,000円が支給される。

この度、産科医療保障制度掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられ、国の社会保障審議会においては少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持すべきとされた。これを踏まえ健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、当該条例で定める出産育児一時金を改正するものである。こうしたことから、戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)を提案するものである。

ご意見等はございませんでした。

(3) 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)概要(資料3参照)

【戸田市国民健康保険運営協議会からの答申どおりの内容で、戸田市国民健康保険税条例の改正を図るものです】

国民健康保険の財政赤字解消を目指し、医療分均等割について、令和4年度、令和5年度の2ヵ年かけて、合計11,800円の引上げを行うこととし、戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を提案するものである。

なお、令和4年度あわせて実施予定の「未就学児の均等割軽減措置」につきましては、国からの通知発出スケジュールにより、次回3月議会への上程予定である。

ご意見等はございませんでした。

議事案件 1 令和 3 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)(案)について

資料 1

補正予算(第 1 号)(案)について

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 国民健康保険特別会計繰出金	1,233,396	△51,442	1,181,954				△51,442	27繰出金	△51,442	1. 国民健康保険特別会計繰出金 (保険年金課) △51,442 27繰出金 △51,442 ・その他繰出金 (△51,442) 既定額 791,600 補正額 △51,442
							△51,442			
3 障害者福祉費	3,422,249	129,713	3,551,962				129,713	22償還金、利子及び割引料	129,713	1. 障害者福祉事務費(障害福祉課) 129,713 22償還金、利子及び割引料 129,713 ○返還金 129,713 ・返還金 (129,713) 既定額 1 補正額 129,713
							129,713			
4 高齢者福祉費	2,435,370	20,106	2,455,476	2,175			17,931	7報償費	△787	3. 高齢者敬老事業(健康長寿課) △844 7報償費 △699 ・謝礼 (△675) 既定額 675 補正額 △675
							△844	10需用費	△175	
								11役務費	△94	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

一
般

令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）

令和3年度戸田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,442千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,705,194千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円) 国

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		1,233,397	△51,442	1,181,955
	1 一般会計繰入金	1,233,396	△51,442	1,181,954
歳入	合 計	10,756,636	△51,442	10,705,194

保

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		3,705,053	△51,442	3,653,611
	1 医療給付費分	2,476,128	△87,234	2,388,894
	2 後期高齢者支援金等分	819,511	29,333	848,844
	3 介護納付金分	409,414	6,459	415,873
歳出	合 計	10,756,636	△51,442	10,705,194

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	1,233,397	△51,442	1,181,955
歳入合計	10,756,636	△51,442	10,705,194

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	繰入金	その他	
3 国民健康保険事業費納付金	3,705,053	△51,442	3,653,611				△51,442
歳出合計	10,756,636	△51,442	10,705,194				△51,442

国保

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,233,396	△51,442	1,181,954	4 その他一般会計繰入金	△51,442	1 その他一般会計繰入金 既定額 791,600 補正額 △51,442
計	1,233,396	△51,442	1,181,954			

国
保

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位：千円)

国
保

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
1 一般被保険者医療給付費分	2,476,028	△87,234	2,388,794				△87,234	18 負担金、補助及び交付金	△87,234	1. 一般被保険者医療給付費分 (保険年金課) △87,234 18負担金、補助及び交付金 △87,234 ○負担金 △87,234 ・一般被保険者医療給付費分 (△87,234) 既定額 2,476,028 補正額 △87,234
							△87,234			
計	2,476,128	△87,234	2,388,894				△87,234			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	819,496	29,333	848,829				29,333	18 負担金、補助及び交付金	29,333	1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分 (保険年金課) 29,333 18負担金、補助及び交付金 29,333 ○負担金 29,333 ・一般被保険者後期高齢者支援金等分 (29,333) 既定額 819,496 補正額 29,333
							29,333			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	繰入金	その他				
計	819,511	29,333	848,844				29,333			

国保

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 介護納付金分	409,414	6,459	415,873				6,459	18 負担金、補助及び交付金	6,459	
							6,459			1. 介護納付金分（保険年金課） 6,459
										18 負担金、補助及び交付金 6,459
										○負担金 6,459
										・介護納付金分 (6,459)
										既定額 409,414
										補正額 6,459
計	409,414	6,459	415,873				6,459			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

資料1 補正予算書(案)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 国民健康保険特別会計繰出金	1,233,396	△51,442	1,181,954				△51,442	27繰出金	△51,442	1. 国民健康保険特別会計繰出金 (保険年金課) △51,442 27繰出金 △51,442 ・その他繰出金 (△51,442) 既定額 791,600 補正額 △51,442
							△51,442			
3 障害者福祉費	3,422,249	129,713	3,551,962				129,713	22償還金、利子及び割引料	129,713	1. 障害者福祉事務費(障害福祉課) 129,713 22償還金、利子及び割引料 129,713 ○返還金 129,713 ・返還金 (129,713) 既定額 1 補正額 129,713
							129,713			
4 高齢者福祉費	2,435,370	20,106	2,455,476	2,175			17,931	7報償費	△787	3. 高齢者敬老事業(健康長寿課) △844 7報償費 △699 ・謝礼 (△675) 既定額 675 補正額 △675
							△844	10需用費	△175	
								11役務費	△94	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

一般

令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）

令和3年度戸田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,442千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,705,194千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円) 国

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		1,233,397	△51,442	1,181,955
	1 一般会計繰入金	1,233,396	△51,442	1,181,954
歳入	合計	10,756,636	△51,442	10,705,194

保

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		3,705,053	△51,442	3,653,611
	1 医療給付費分	2,476,128	△87,234	2,388,894
	2 後期高齢者支援金等分	819,511	29,333	848,844
	3 介護納付金分	409,414	6,459	415,873
歳出	合計	10,756,636	△51,442	10,705,194

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	1,233,397	△51,442	1,181,955
歳入合計	10,756,636	△51,442	10,705,194

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	繰入金	その他	
3 国民健康保険事業費納付金	3,705,053	△51,442	3,653,611				△51,442
歳出合計	10,756,636	△51,442	10,705,194				△51,442

国保

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,233,396	△51,442	1,181,954	4 その他一般会計繰入金	△51,442	1 その他一般会計繰入金 既定額 791,600 補正額 △51,442
計	1,233,396	△51,442	1,181,954			

国
保

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位：千円)

国
保

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	繰入金	その他				
1 一般被保険者医療給付費分	2,476,028	△87,234	2,388,794				△87,234	18 負担金、補助及び交付金	△87,234	1. 一般被保険者医療給付費分 (保険年金課) △87,234 18 負担金、補助及び交付金 △87,234 ○負担金 △87,234 ・一般被保険者医療給付費分 (△87,234) 既定額 2,476,028 補正額 △87,234
							△87,234			
計	2,476,128	△87,234	2,388,894				△87,234			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	819,496	29,333	848,829				29,333	18 負担金、補助及び交付金	29,333	1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分 (保険年金課) 29,333 18 負担金、補助及び交付金 29,333 ○負担金 29,333 ・一般被保険者後期高齢者支援金等分 (29,333) 既定額 819,496 補正額 29,333
							29,333			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	繰入金	その他				
計	819,511	29,333	848,844				29,333			

国保

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 介護納付金分	409,414	6,459	415,873				6,459	18 負担金、補助及び交付金	6,459	
							6,459			1. 介護納付金分（保険年金課） 6,459
										18 負担金、補助及び交付金 6,459
										○負担金 6,459
										・介護納付金分 (6,459)
										既定額 409,414
										補正額 6,459
計	409,414	6,459	415,873				6,459			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

議事案件2 戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

資料2

戸田市国民健康保険条例の一部を 改正する条例（案）について

戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

戸田市国民健康保険条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

戸田市国民健康保険条例新旧対照表（案）

健康福祉部保険年金課

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第5条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として産児1人について<u>404,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号のいずれにも該当すると市長が認めるときは、<u>404,000円</u>に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第16条（略） 附則（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として産児1人について<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号のいずれにも該当すると市長が認めるときは、<u>408,000円</u>に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第16条（略） 附則（略） 附則 <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児</u></p>

改正前	改正後(案)
	<u>一時金</u> については、なお従前の例による。

議事案件3 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

資料3

戸田市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例（案）について

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

（戸田市国民健康保険税条例の一部改正）

第1条 戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中「20,000円」を「25,900円」に改める。

第21条第1号ア中「14,000円」を「18,130円」に改め、同条第2号ア中「10,000円」を「12,950円」に改め、同条第3号ア中「4,000円」を「5,180円」に改める。

第2条 戸田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第4条中「25,900円」を「31,800円」に改める。

第21条第1号ア中「18,130円」を「22,260円」に改め、同条第2号ア中「12,950円」を「15,900円」に改め、同条第3号ア中「5,180円」を「6,360円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

戸田市国民健康保険税条例（第1条関係）新旧対照表（案）

健康福祉部保険年金課

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。</p> <p>第5条～第20条（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属す</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,900円</u>とする。</p> <p>第5条～第20条（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属す</p>

改正前	改正後(案)
<p>る被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保</p>	<p>る被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保</p>

改正前	改正後(案)
<p>険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>14,000円</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>10,000円</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号</p>	<p>険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,130円</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>12,950円</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号</p>

改正前	改正後(案)
<p>に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>4,000円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>第22条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,180円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>第22条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

戸田市国民健康保険税条例（第2条関係）新旧対照表（案）

改正前	改正後（案）
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,900円</u>とする。</p> <p>第5条～第20条（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属す</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,800円</u>とする。</p> <p>第5条～第20条（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属す</p>

改正前	改正後(案)
<p>るものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>18,130円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>るものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>22,260円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>

改正前	改正後(案)
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>12,950円</u></p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>15,900円</u></p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ</p>

改正前	改正後(案)
<p>いて<u>5, 180円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>第22条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>いて<u>6, 360円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>第22条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p><u>2 第1条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 第2条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>